

小児医療費助成に係る 高額療養費と付加給付金について

高額療養費

支払った医療費の自己負担額（1か月）が高額になったとき、一定の限度額を超えた部分が高額療養費として加入している健康保険（保険者）から支給されます。

自己負担額が限度額を超えない場合でも、同じ健康保険に加入の方で複数の方が同じ月に医療機関を受診した場合やひとりで複数の医療機関を受診した場合などは、医療費を合算することができます。合算できるのは、目安20,000円以上の医療費になります。

限度額は、被保険者（加入者本人）の課税状況や所得により異なります。

【高額療養費に該当する場合】

- ①下記の限度額をこえたとき
- ②自己負担額が目安20,000円以上の医療費が複数あり、同じ月、同じ健康保険に加入の方で合算して次の限度額を超えた場合（同じ医療機関を受診し、月の合計が目安20,000円以上の場合にも合算対象です）

※オンライン資格確認を導入している医療機関等の窓口でマイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）を提出し、「限度額情報の表示」に同意をすると、医療機関窓口での1か月のお支払いが最初から自己負担限度額までとなりますので、高額療養費の申請は必要ありません。

（オンライン資格確認導入については医療機関に確認してください。）

適用区分		自己負担限度額 ひと月の限度額年3回まで	多数該当 (4回目以降の限度額)
区分ア	標準報酬月額83万以上の方	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
区分イ	標準報酬月額53万から79万円の方	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
区分ウ	標準報酬月額28万から50万円の方	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,000円
区分エ	標準報酬月額26万円以下の方	57,600円	44,000円
区分オ	住民非課税者	35,400円	24,600円

※適用区分がわからない場合には、加入している健康保険にご確認ください。

限度額認定証

限度額認定証は、あらかじめ加入している健康保険に手続きをすることで、医療機関での支払い額（入院・外来）が自己負担限度額までとなる認定証です。オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合やマイナ保険証の登録が行われていない場合は、手続きが必要になります。

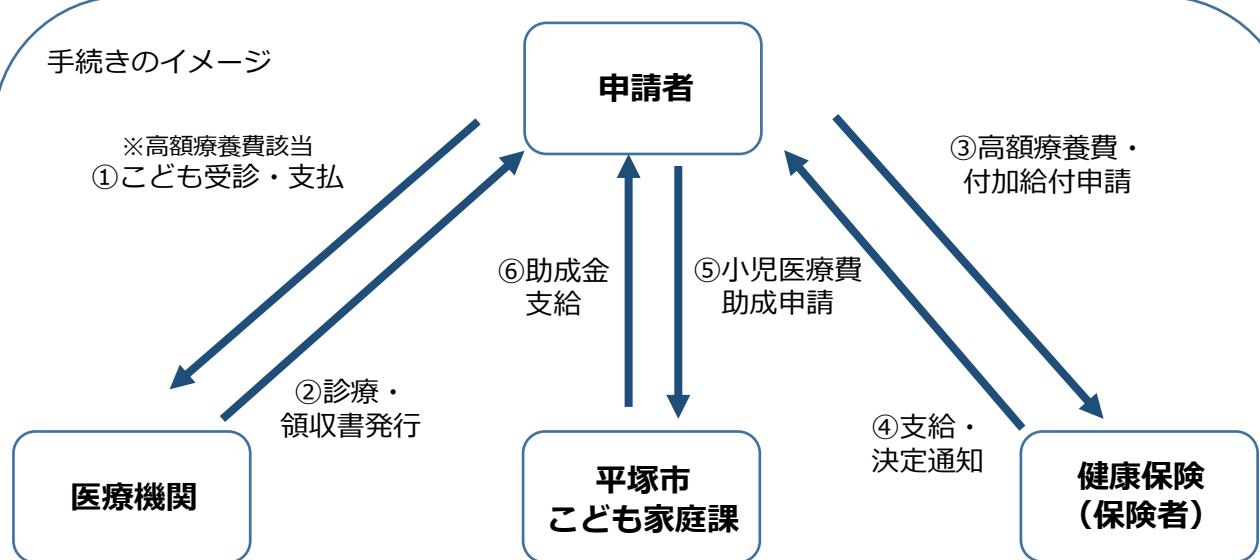
医療費が高額になりそうな場合には、あらかじめ加入保険から「限度額認定証」を発行してもらい、資格確認書と一緒に医療機関へ提示してください。

付加給付

付加給付は、健康保険組合や共済組合独自の給付制度で、加入している健康保険により、支給基準が異なります（全国健康保険協会、国民健康保険には付加給付はありません）。保険診療の自己負担額が一定の金額（目安:20,000円）を超えると付加給付が支給される場合があります。この場合は、小児医療費の助成から付加給付金を差し引くことになりますので、「付加給付支払決定通知書」を添えてこども家庭課へ申請してください。

小児医療費助成の手続きの流れ

小児医療費では、高額療養費や付加給付に該当している場合、医療機関に支払った金額（保険適用外は除く）から高額療養費や付加給付として健康保険から支払われた金額を差し引いた金額を助成します（高額療養費や付加給付を除いた残りの自己負担金が助成対象となります）。



※オンライン資格確認を導入している医療機関等の窓口でマイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）を提出し、「限度額情報の表示」に同意をすると、医療機関窓口での1か月のお支払いが最初から自己負担限度額までとなりますので、③の高額療養費の申請（④の支給・決定通知も含めて）は必要ありません。（オンライン資格確認導入については医療機関に確認してください。）
付加給付については、申請が必要になる場合がありますので、健康保険へ確認してください。

1 加入の健康保険へ高額療養費・付加給付の申請

加入の健康保険へお問い合わせください。

2 加入の健康保険より高額療養費・付加給付の支給

加入の健康保険から、高額療養費・付加給付の支給があります。支給の際には、「高額療養費（付加給付）支給決定通知書」（健康保険により通知書の名称が異なります）の送付があります。

3 小児医療費の申請に必要なもの

- 小児医療費助成申請書（下記二次元コード・窓口にあります） 小児医療証
 医療機関発行の領収書

※同じ健康保険に加入のご家族の方で、同じ診療月に21,000円以上の医療費がある場合は、その領収書も必要となります。

- 健康保険からの高額療養費（付加給付）支給決定通知書

4 小児医療費の支給

- 締め切りは毎月月末で、支給は翌月の終わりごろを予定しています。
- 小児医療費での申請は、医療機関に医療費を支払った翌月から5年以内となりますので、5年を超えて申請した場合にはお戻しきできません。
- 高額療養費や付加給付の加入保険への申請は、診療月の翌月から2年間となりますので、早めに手続きをお願いいたします。



「小児医療費助成申請書」